

長野県地方税滞納整理機構議会定例会の回数を定める条例

平成23年3月28日

長野県地方税滞納整理機構条例第15号

地方自治法（昭和22年法律67号）第292条において準用する同法第102条第2項の規定による長野県地方税滞納整理機構議会定例会の回数は、年2回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。